

開催日時：令和 7 年 7 月 3 日（木）11:15～15:42

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石江夏生利構成員、伊藤正次構成員、宇野二郎構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、山谷英之内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、川口真友美内閣府地方分権改革推進室参事官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官、久保雅寛内閣府地方分権改革推進室企画官  
※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 7 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番 5：資格付与者の見直し（総務省、厚生労働省、国土交通省）>

（大橋部会長）それでは、1 つずつ順番に議論していく。最初に行政書士であるが、行政書士は試験事務については行政書士試験研究センターに全都道府県で委任しているにもかかわらず、試験の合否判定の部分だけはなお都道府県知事が行うという形で委任が認められていない。この点が今回のポイントである。

いただいた回答を拝見すると、試験問題のレベルについて客観的な判断を担保するという理由から知事による合否判定の必要性ということが強調されている。しかし、実際には都道府県は問題作成に当たっておらず、試験に精通していない都道府県において合理的に合否判定ができるのかという点については提案団体からも疑問が提起されている。この内容の客観的な検討という点については、行政書士試験研究センターで試験結果難易度評価委員会といった専門的な機関が評価を年度ごとに行っており、そうであれば、そちらを充実させるということで足りるのではないか。

また、行政書士が作成する書類の多くを受理するからこそ合否判定を都道府県が行うという理由は、因果関係が薄く、関係が弱い印象を受ける。説得性がないのではないか。

また、先ほどいろいろな対応を御検討いただけるとのことだが、総務省所管の試験だけを見ても、危険物取扱者及び消防設備士では試験事務全般を委任することを認めている。また、本日後で議論する調理師や全国通訳案内士のような他の国家試験では、合否判定を含めて試験事務を外部機関に委任している例もあるため、客観的な判断への期待という説明には疑義が残る。ぜひ都道府県知事が合否判定を担うという点について、二次回答に向けて御検討いただきたい。

現行では都道府県知事が試験の合否判定を要求されることに伴って、慎重な取扱いを要する個人情報や、郵送業務等で職員が非常に膨大なエネルギーを要求されているということがあるため、そのような負担軽減を図る意味でも、合否判定業務について研究センター等に委任することで負担軽減を実現いただきたい。行政書士法 4 条 1 項の括弧書きは削除し、合否判定についての委任を可能にするような法改正まで御検討いただきたいというのがこちらの現段階での意見であるが、この点いかがか。

（総務省）非常に重要な御指摘であり、先ほども前向きに答弁したつもりではあるが、御趣旨に沿うようにしっかりと検討してまいりたい。

（高橋構成員）平成 11 年のときに自治事務になったという話をされたが、その頃から私は地方分権に関わっている。そして、時代は大分変わり、デジタル化や試験事務の民間化などが着々と進んでいる。行政書士はそれらが進む前の時代に自治事務になった。世の中が変わったので、そこは世の中の変化に対応して制度を見直すことが重要である。

負担軽減の話については、支障を手がかりにして制度を変えていただくという観点からだが、地域の総合主体である地方公共団体に手足のように国が勝手にいろいろ事務をやらせることについては、反省していただく必要があるのではないか。このような全国的な資格は国が基盤整備をして、それで実際の監督などについてはシステムで連動させて連携して監督事務に使う。これが本来の現在の理想だと思うので、そういう理想に近づけるためにぜひ御検討いただければありがたい。

(伊藤構成員)確認であるが、先ほど例えば合格の決定についてはいろいろと見直しをするということだが、それを国の事務にするということは非常に難しいというようなニュアンスの御回答になった。我々としては提案団体の提案を踏まえて、ぜひ国の事務とすることも含めて検討していただきたいが、都道府県の手務としたままでも合格の決定のみは法改正によってセンターに委任できるというような見通しがあるということでしょうか。

(総務省) そのパターンが国家資格では多いと考えているため、他法令も参考にして検討したい。

(大橋部会長) それでは、2番目の調理師に移らせていただく。調理師免許に関する事務については、試験事務は公益財団法人調理技術技能センターに委任可能とされており、31都県が同センターに委任している。しかしながら、資格の登録、消除に関する事務や免許証の交付事務については委任が認められていないという問題があり、申請及び交付時に多大な時間的コストがかかっている、都道府県の大きな負担になっている。この非効率を解消していただきたいというのが今回の提案だと受け止めている。

国家資格等情報連携・活用システムが動き出し、調理師免許もここに搭載予定だと聞いている。このようなデジタル化の進展を踏まえると、1次回答にある身近な窓口機能の重要性というのは、薄れてきているという認識である。また、免許証の交付については、デジタル資格者証を原本とすることで紙の免許証の発行、管理という事務も大幅に削減できることが見込まれる。このようなデジタル化の進展を前提にすると、資格登録や免許証の交付事務については、都道府県が担い続ける必要性が薄れてきている。実態から見ても、各都道府県においてほとんど実質的な運用の差がないと認識しており、むしろ全国統一で運用を行うことが望ましい事務である。こういったことを踏まえて、制度の見直しが急務であるということが今回のポイントだと考えている。

また、一次回答の中で、一部の都道府県が独自に試験を実施していることから、受験手続に支障が出るという懸念が示されているが、31都県が試験事務を外部へ委任しており、こちらが多数派である。議論の重点はやはり少数のほうではなくて、多数派である外部への委任を推進していくことによる非効率の解消に目を向けていきたいと私どもは考えている。

加えて、試験事務と資格の登録事務を一括して外部に委任するという仕組みは、既に他の国家資格において多数存在している。具体的には、先ほどの行政書士、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売責任者、液化石油ガス設備士、危険物取扱者などがある。資格の登録事務を外部へ委任することで都道府県の手務負担の軽減を図ることは可能と考えているので、ぜひ調理師免許制度についても、デジタル化の進展を前提とし、他の法令も参照いただきながら、今多数の都道府県が抱えている支障について解消していただきたい。

(厚生労働省) 御指摘の点は非常にもつともであると思うので、我々としては、現在31の都県が公益財団法人調理技術技能センターに試験事務を委任しているが、残りの16道府県分の試験事務を委任した場合、それから、資格の登録事務や免許証の交付事務を電子化した場合に、どういう問題があるのかをきちんと調べてみる必要があるだと思っている。そこで問題点があれば、またここで御報告したい。いずれにしても事務の委任や電子化といったことを検討して、見直しができるかどうかを検討したい。

(大橋部会長) 今はデジタル化の流れであるので、ぜひ検討いただきたい。ほかの先生方はいかがか。

(高橋構成員) 二次ヒアリングまでにはその検討結果は説明いただけるということでよいか。

(厚生労働省) 二次ヒアリングはいつの予定か。

(平沢参事官) 9月である。

(厚生労働省) どれくらいの時間がかかるかも含めて相談をさせていただきたい。我々も実際に都道府県等の関係機関に意見などを聞いてみたいと思っているので、意見を聞いた上で検討していきたいと思う。

それから、調理師は都道府県知事が資格を付与しているが、専門調理師というその上の資格があり、それは国で資格を付与している。このような区別をなくしてしまう方がいいのかということも我々としては気になっているところである。どう考えるかは難しいところだが、専門調理師との関係も含めて検討させていただければと思っている。

(大橋部会長) 資格の制度を多数用意するかどうかは、まさにそちらの省で判断いただきたい。調理師の資格登録といった手続について、これだけ多くの都道府県から提案の要請が出ているので、事務負担の部分で支障は実際にあるのだろうと考えている。知事会も共同提案団体となっているので、ぜひ検討いただきたい。それがミニマムのお願いである。

(厚生労働省) 部会長のおっしゃることは分かるが、調理師という都道府県が認定する資格と専門調理師という国が認定する資格があり、そこには都道府県知事、厚生労働大臣という段階があるので、調理師の資格付与者を厚生労働大臣にすることで、その段階をなくしてしまう方がいいのかどうかについてやや気になっている。栄養士などでも同じ問題がある。

(伊藤構成員) 段階をなくしてくれという提案では全然ない。

(厚生労働省) 分かりました。では、事務委任や電子化といったことをよく踏まえて、事務の面をどういふふうに見直すことができるか検討させていただく。ありがとうございます。

(大橋部会長) それでは、次は全国通訳案内士につき議論したい。

全国通訳案内士の試験事務及び合否判定事務は、独立行政法人国際観光振興機構への委任が可能とされる一方で、資格の登録、変更、登録証の交付事務については委任規定がないため、都道府県知事が事務を行わざるを得ない状況が生じており、こうした負担を解消してほしい。これが今回の提案の趣旨だと理解している。

一次回答では、通訳案内業者に対する指導、取締りの観点から、禁止行為が生じた場合、違反時に都道府県の警察との迅速な連携が必要であることを踏まえ、資格登録事務が都道府県事務であるべきだという意見が示されているが、提案団体や私ども委員の中からも疑問が提起されている。都道府県の知事部局と警察部門は別組織で、罰則の取締りを行う警察組織が都道府県レベルにあるからといって、都道府県知事が資格登録業務を行うことには必ずしもつながらないのではないかとこの組織面からの疑問である。

また、通訳案内士法を拝見したが、都道府県知事の監督権限を定めた規定はなく、監督権限を持たない都道府県知事が禁止行為への取締りを理由に登録を行うべきだというのは論理が飛躍しているように思う。

さらに、禁止行為に伴う取締り事務があることから、資格登録事務は都道府県事務という論拠については、提案団体にも確認したが、過去5年間で禁止行為に対する罰則を受けた事例は0件である。禁止行為に伴う罰則の適用は非常にまれなケースで、それを根拠にして日常的に多大な業務負担を負っているところの要求について考えるのは、議論の仕方としておかしいのではないか。

このほか、禁止行為や罰則が定められている資格であっても、資格登録業務を都道府県知事が行っていない例は、ヒアリングで出てきた行政書士、医師等多数存在する。資格登録証の交付事務は試験に付随する事務という形で法令上位置づけているものも存在する。

委任できない理由が非常に分かりにくく、委員会の意見としては、都道府県の事務負担を軽減するためにも外部への委託を可能にすることはできないかと考えている。その場合の委託先として、現在資格試験事務を委託している独立行政法人国際観光振興機構や、観光協会などが候補になるのではないか。それらを含めて二次ヒアリングまでに検討をお願いしたい。

(国土交通省) 指摘ありがとうございます。

警察の件は一例として挙げたもので、幸いなことにそのような事案はない状況である。しかしながら、仕組み上しっかりとしておく必要があると思っているのは、行政としての資格登録を取消す、つまり、行政としてこの通訳案内士の活動を、この名前を使って行うことをやめさせる、期間を定めてこの名前を使っての活動を停止する、あるいは報告を求めて適正な業務が行われるようにするなど、その辺の指導についてのやりやすさ、実効性の確保という観点で申し上げた。

いろいろ指摘は頂戴したので、利便性の確保の問題もあり、通訳案内士が資格登録後も仕事がやりやすくなるか、あるいはその能力の向上などについてどのような形が望ましいかという点も含めて、都道府県の皆様、通訳案内士の皆様、また、委員の皆様など、いろいろな意見を頂戴し、指摘の点について引き続き検討したい。

(大橋部会長) この国家資格の問題について都道府県の事務負担を非常に広い一般的な問題として、そこに重点的な焦点が当たっている流れであり、いろいろ意見を聴取し、二次ヒアリングまでにこれらの改善の提案をまとめていただきたい。

先生方、ほかにいかがか。

(高橋構成員) 全国に通用する資格については国が基盤を整備し、一元的に情報管理して、監督に必要なものについては都道府県から国に情報連携すれば、国として一番効率的なシステムになると思うので、その辺も含めてぜひ検討いただきたい。

(大橋部会長) どうぞ。

(伊藤構成員) 地域独自の観光ニーズに合った通訳案内士の育成という話があるが、今回広島県が提案団体

であり、この件については非常に強力に提案をしているので、地域のニーズに見合った育成ということと実際の試験、資格登録等に係る負担軽減という話は別だと思うので、ぜひその点を含めて検討いただきたい。

#### <通番1：国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由の廃止(デジタル庁、厚生労働省)>

(大橋部会長) 都道府県経由事務の廃止は、この提案募集において数多く提案されており、様々な行政分野で一つ一つ対応してきた。その間、複数回閣議決定がなされ、令和7年6月13日に閣議決定された、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、政府として経由事務を廃止する方針が出されている。他方で、国家資格等情報連携・活用システムが動き出し、今回ヒアリングの対象となっているこれらの資格も搭載予定である。

基本はオンライン化を進め、都道府県と国の間で二重審査を行っているところをオンラインで直につなぎ、オンライン上で確認できる技術を高めていただきたい。また、免許証の交付段階においても都道府県経由事務となっているため、デジタル資格者証を免許証の原本として扱うことによって、交付段階の郵送などの手続もなくなり、オンラインで完結するというのを、複数の資格において依頼してきている。管理栄養士、薬剤師、精神保健指定医等、既にこうした手続を実現していただいたところもあるなか、様々な検討事項はあるにせよ、オンラインの中で経由事務を残すことは、政府方針からすると方向性が異なるものである。オンラインの中では経由事務は廃止する前提で、検討の見通しやスケジュールを示していただき、前向きな御回答を頂きたいが、いかがか。

(厚生労働省) 我々としても、経由事務を廃止する方向で動かなければならず、それに向けたステップをつくっていかなくてはいけないと考えている。スケジュールについても可能な範囲でお示ししたいが、先ほど申し上げた細かい点でいつまでにそれが可能かわからないものもあるのが率直なところである。そのなかでどこまでお示しできるか精査し、二次ヒアリングでお示しできるように努めてまいりたい。

(大橋部会長) 精査はぜひお願いしたいが、細かい議論を始めると、なかなか実現が難しいため、実現することを前提にしてどのような課題が出てくるかというような、閣議決定の趣旨を踏まえた踏み込んだ検討をお願いしたいが、よろしいか。

(厚生労働省) そうしたイメージに沿う形で準備させていただきたいと考えている。

しかしながら、確認事務を国だけでやるためにはかなりの人員と予算を用意しないとイケない。都道府県についている人の配置も含め、それらを引き上げて国でやっていくのが分権の趣旨に合致しているかどうかも含めて、よく精査したい。やらなくてはならないことはやる方向で考えているが、合理的なやり方とより分権に資するような形で準備させていただきたい。

(大橋部会長) ほかの先生はいかがか。

(高橋構成員) 分権の趣旨についてである。国家資格については国が基盤を統一的に整備し、都道府県と情報連携して、必要な監視監督の事務や行政指導の事務を行うことが本来の在り方であり、政府の方向が分権の趣旨に合致しているという前提で検討していただきたい。また、これはフォローアップ案件のため、今まで1年間検討期間があったものである。今日話を聞くと、細かな話について課題があり、いろいろ検討しなくてはならないという回答は、1年間検討期間があったにしては御検討のスピードが遅いのではないか。検討のスピードアップをしていただき、二次ヒアリングまでに実現化に向けてどのような課題があり、どのような方向で解決するという検討の方向や、何が残るのかということ事務局にお示しいただけるように二次ヒアリングまでに御準備いただきたい。

(厚生労働省) 検討の時間が遅いという御指摘については受け止めたい。検討を加速していきたいと考えており、可能な限り分権の趣旨に沿った形になるように制度設計していきたい。

ただ一方で、先ほども申し上げたように、医師の診断書についてきちんと確認しないで免許を交付するわけにはいかない。

(高橋構成員) そこは二次ヒアリングのときにしっかり議論したい。

(厚生労働省) そのようなことも含めてやらなくてはいけないところがあり、そこをどこでどのようにより効率的にやるかということについて、二次ヒアリングも含めて議論をさせていただきたい。

(高橋構成員) もう一点、デジタル庁にお聞きするが、国家資格の免許証の原本をデジタル化するというのはデジタル庁としては問題ないとお考えか。

(デジタル庁) 各資格の免許証の原本を紙からデジタルに置き換えられるかどうかは、制度的な問題であるため、

各制度所管省庁において判断されたく、各制度の法令等がどのように規定されているかによるところであると考えている。

デジタル庁としては、国家資格デジタル化のシステムを昨年8月から運用開始しており、これには漏れなくデジタル資格者証が発行できる。また、既に利用を開始している8資格に加えて今後活用していく120程度の資格がどれもデジタル資格者証を発行できるため、制度所管省庁において紙の原本は要らないと判断され、制度的な対応が必要であれば、措置していただければそのようなことが可能になるということである。それらのシステムは我々が責任を持ってしっかりと運用してまいりたい。

(高橋構成員) 要するに、法令上の支障がなければ、実質的には原本化は問題ないということではよろしいか。

(デジタル庁) デジタル庁のシステムとしては、そのツールを用意しているところである。

(高橋構成員) あとは、制度所管省庁に対して何か支障があるかどうかということをお聞きするということか。

(デジタル庁) その検討については、連携して対応していきたい。

(大橋部会長) 次の9月に行われる二次ヒアリングまでに検討をお願いしたいのは、まず申請のところオンラインの仕組みができたときに、オンライン上で経由手続を残すのではなく直につながる仕組みについて検討いただきたいということと、デジタル資格者証の発行という形で、交付のアナログなやり方も改善することをお願いしたい。また、国土交通省所管の建築基準適合判定資格者というものがあり、オンラインと紙の両方について都道府県経由をやめるものも出てきている。オンライン手続が主流になれば、紙の手続はだんだん減っていくということを見越して、紙もオンラインも経由を廃止することを念頭においてオンライン化に進むということと、経過期間でまだ紙が残るというときに、国交省は出先機関である地方整備局で受付をすることとしているが、オンラインが実現した場合の紙の取扱いについて、このような先例を参考に、ぜひ併せて御検討をお願いしたいと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 他制度も含めていろいろ確認させていただきながら、どのようなやり方がフィジビリティが一番高いのかを精査させていただきたい。

### <通番31：社会福祉主事の任用資格要件の緩和（厚生労働省）>

(大橋部会長) 社会福祉主事は生活保護業務において非常に大事な資格だが、資格の取得者数が長年にわたって不足している。平成28年だと現業員の約2割が無資格となっており、本日の説明の中でも12.2%が未だ無資格の中で実務が行われているということであった。新聞等でも報道されているとおり、生活保護受給世帯は急増し、ケースワーカーや担当世帯数も大幅に増加している中で、自治体の現場においては、資格者不足が相当大きな制度的なリスク要因になっていると考えられる。

現行制度においては、いわゆる3科目主事と言われているとおり、大学の文化系学部で指定科目を履修することにより社会福祉主事の資格取得が認められている一方で、実務経験に着目した資格要件は存在していない。行政分野で必要とされている他の任用資格において、例えば、児童指導員や社会教育主事などについては、一定の学歴と実務経験を加えたものを資格要件として認めている事例があるにも関わらず、社会福祉主事については実務経験が全く反映されていない状況にある。平成26年に総務省が行った「生活保護に関する実態調査<結果に基づく勧告>」においては、現場としては資格が無くても現業業務を行うことができるという回答が約8割である。本日お示しいただいた資料においても、現場はケースワーカー業務や補助業務等を通じて経験を積み、現業業務を十分に行えるという意見が示されているにも関わらず、社会福祉主事の資格要件において実務経験が勘案されていないということは問題ではないか。また、今後、アンケート調査の結果の分析を行うという説明があったが、これまでの調査等で分析結果は出ているため、実務経験を勘案するという点について、正面からどこまで認めていただけるのかという点について検討をお願いしたい。

加えて、通信課程による資格取得について、スクーリングを東京又は神奈川で3日間又は5日間受講する必要がある、かつ、授業料やスクーリングの旅費等は自治体が負担しなければいけないという状況である。このような条件で、自治体の無資格者に対して、通信課程により資格取得を行うよう求めることについては、限界があるのではないか。平成15年6月10日に厚生労働省が発出した「社会福祉主事の活用方策等について」（厚生労働省社会・援護局総務課長、福祉基盤課長通知）において、無資格者は養成機関又は講習会の課程を修了させる対応を採るよう指示を出しているにも関わらず、そこから20年たった現在でも無資格者が一定割合存在し続けている状況である。このような状況を踏まえると、通信課程について、受講費用の補助であったり、スクーリングのオンライン受講を認めたりするなど大胆な方策を取っていただかないと、人材不足は解消できな

いのではないかと考える。

したがって、現時点での有識者会議の意見としては、資格要件の緩和として実務経験を勘案すること、また、通信課程の受講の負担軽減を図ることという観点から具体的に制度改善を検討いただきたいと考えているが、本日御説明いただいた検討スケジュールでは少し遅いのではないかとというのが率直な感想である。以上、申し上げた点について御意見があればお願いしたい。

(厚生労働省) 自治体において、これだけ人口減少が課題になっている中で、人材の確保が困難であるということは御指摘のとおりである。一方で、繰り返しにはなるが、やはり、一定の専門性は確保していく必要がある中で、そこをどう担保していくのかということもある。検討スケジュールについては、閣議決定の中で「令和7年度中に結論を得る。その上で必要な措置を講ずる。」となっているため、当該日程を踏まえてしっかり検討していきたいと考えている。申し訳ないが、今日の段階では、具体的な方策について発言するのは困難であるため、御指摘を踏まえてしっかり検討していきたいと考えている。

なお、人手不足や専門性など様々な課題があり、現場が難しくなっているということは確かであるため、人材の確保だけでなく、ケースワーカーの業務について、DXなども含めて実務的な事務負担を軽減することなども併せて進めていかなくてはいけないと考えている。一定の専門性を確保しつつ、人材も確保していくことにより、地域の現場で適切なサービスが提供できるよう考えていきたい。

(伊藤構成員) 今後の予定について、有識者の意見等を踏まえつつ検討ということだが、有識者の検討会を設置して検討するというのか。また、やや偏った見方かもしれないが、社会福祉に関する専門家の意見を聞けば、やはり専門性が重要であり、より専門性を上げた方が良いという意見が多くなるのは明らかである。本件については、多数の自治体から負担軽減してほしいということで提案が寄せられているため、検討の場では、有識者だけではなく、実際に現場で業務に従事している自治体の関係者の方々の意見も聞いていただきたいと考えるが、いかが。

(厚生労働省) 現場を御存じの方の話聞くことは当然重要であるため、御指摘の点も踏まえて検討していきたい。また、検討会は審議会のような正式な形で実施するものではないが、調査研究事業の中で検討会を開催し、その中で検討していきたいと考えている。

(大橋構成員) 専門性の確保が必要ということだが、大学等で3科目の履修をした人と現場での経験を多く積んだ人について、それぞれが有している専門性をどう考えるかということかと思う。本件は、要件の単純な緩和という話ではなく、実態を踏まえて要件の在り方を見直すといった視点が必要になると考える。特に、生活保護のケースワーク業務については現場経験の積み重ねが大事かと思うので、この点も踏まえて要件のあり方を検討いただきたい。

(厚生労働省) 御指摘いただいた点も含めて議論していきたい。体系的な知識については、実践で一定程度備わると考えられる一方で、日々の業務だけで身に付けることが可能なのかということもあるため、体系的な知識と実践のバランスを見る必要があると考える。

(勢一部会長代理) 現在、人口減少により人手を確保するのに苦労しており、特に地方においては、専門人材の確保が厳しい状況が長期間続いている。今後も改善の見通しは明るくないため、今頑張っている方々にしっかりステップアップしていただくというのは重要であると考えている。人材教育については、OJTが通常になっているため、実務をやりながらどうやってスキルを磨いていけるのかという観点から、実務経験を反映するような仕組みを検討いただくようお願いしたい。

(厚生労働省) サービスを提供するに当たって、受け手のサービスの質を犠牲にするわけにはいかないと考える。頂いた御指摘については、これまでの経験を反映することで、質を担保しつつ、マンパワーを確保するという趣旨と受け止めた上で、しっかり検討していきたい。

(宇野構成員) 資格を取得するための要件には複数のルートがあるが、それぞれを比較するとその内容は大きく異なる。人口減少で人手が不足する中で、要件としてどのような水準を満たせばよいのかという点をゼロベースでしっかり議論いただいて、実務経験というものを評価いただきたい。

(大橋部会長) それでは、有識者会議の問題意識としては、資格の中で多様な実務経験をきちんと評価いただきたいということ。また、検討会では、自治体の関係者の方を加えていただくとともに、検討会の冒頭で本件が非常に多くの地方自治体から提案という形で要望が出ているということをしかり御説明いただいた上で、資格要件の問題を検討会の中の重要な柱としていただきたい。

(高橋構成員) 本件は、令和6年度の閣議決定において、令和7年度中に結論を得ることとなっており、2年越

しの課題だと認識している。今後のスケジュールとしては、二次ヒアリングが9月、閣議決定が12月となるため、閣議決定時に何かしらの具体的な結論、方向性が出せるように対応いただきたい。そのためには、二次ヒアリングでは有識者による検討結果をお知らせいただくとともに、何かしらの方向性を意見交換できるようなスケジュール感で進めていただきたいが、いかが。

(厚生労働省) スケジュール感を念頭に置きながら検討を進めさせていただきたいと考えている。

(大橋部会長) 有識者会議としてのスケジュールもあるため、次回の二次ヒアリングでは、ただ検討会を実施したという報告ではなく、もう少し実りの多い議論を行えるよう、具体的な検討をお願いしたい。

#### <通番7：マイナンバー制度等における情報連携の活用によって申告書の提出等を不要とする見直し（デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省）>

(大橋部会長) 公営住宅の仕組みは、申請主義が採用されているというのはそのとおりだと思う。ただ、入居決定後も毎年家賃決定のために収入申告書の提出が求められているが、申請主義とかという言葉は最初の入居決定のときの話で、収入申告書の提出というようなことも広い意味での申請主義に求めて議論するという点については疑問がある。現在ではマイナンバー制度で、情報連携を使えば行政機関等は簡単に収入状況の把握ができています。これは公営住宅法ができたときの状況とは相当大きな変化であり、変化を前提としてこの仕組みをどのように運用していくかというのが今回のポイントで、どこまで収入申告書にこだわるのだろうかという実務面での問題がある。確かに最後に簡素化というお話があって、申告書は出たという形態はあるけれども、中身はほとんどないようなものでもいいのだというようなお返事があったので、ここまで来るとこの収入申告書にこだわるということがどれぐらいの意味があるのかなというのは相当相対化しており、提案団体と国土交通省の主張はかなり類似していると思われる。そうだとすると、例えば最初に入居してもらったときに、これからの収入認定というのは毎年やることになっているのだけれども、これは申出がなかったらこちらで端末をたたいて調べるといった包括的な同意みたいなものを一筆もらっておいて、出てこなければそれでさっと現場がやってもいいみたいな運用面というか、そういうところも認めていただけたらもっと自由になるのかなというような気がするがいかがか。

(国土交通省) 部会長の御指摘のとおりなところはあられると思われる。制度的にどのような対応ができるかについては事務的に調整を行いたい。ただ、入居時に、部会長から御指摘いただいた、きちんとした最初の説明がなければ、収入が分かった後、例えば急に病気になったので直近1か月働けなくなったとか、そういう減免の規定などもあるので、毎年度の収入はマイナンバーで確認するが急に病気になったりして収入が減ったらちゃんと御相談くださいとか、いろいろ丁寧に説明をした上で、そういうことであれば一々申告に来なくていいですよというようなやり方は十分考えられるのでやり方も含めて検討したい。

(大橋部会長) 個別事情への支援へのフォローはお願いしつつ、入居申込時に特段の反対の意思がなければ収入申告があったものとみなすこととしますというような形で端末をたたいて調べるとか、マイナンバーでかなり収入データが取れるというこの時代を前提とした、それに合った対応をぜひ検討いただきたい。

(国土交通省) なるべく御指摘に沿えるような形で検討したい。

(大橋部会長) 9月の次の二次ヒアリングに向け、具体的な方策を事務局と相談いただき、提案団体の意向に沿ったような形で調整いただきたい。

(国土交通省) 承知した。

#### <通番7：マイナンバー制度等における情報連携の活用によって申告書の提出等を不要とする見直し（法務省）>

(大橋部会長) 所有者不明土地問題というのは本当に重要な問題である。10年以上相続登記が未了の土地があつて、従来は、公共事業の遂行を妨げていたという問題を解消しようと特別措置法が制定された。その中で法務省においても、法務局登記部門が法定相続人情報を登記所へ備え付けることで、所有者不明土地の円滑な活用が可能になった。これは非常に画期的な仕組みだと思う。

問題は、その先の実務上の問題として、法務局登記部門が戸籍情報連携システムの戸籍情報を利用しようとしたときに、それを直接利用、閲覧できない点にある。そのため、登記部門は本籍地市区町村に郵送で公用請求することで情報提供してもらおう仕組みになってしまっている。同じ法務局の中で登記部門はシステムにアクセスできないが、戸籍部門はアクセスができるという状況の中で、外部に公用請求を行っているところ、その公用請求の件数が非常に多くなっている。そこには郵送というアナログな手続が入って時間が遅れるということ、アナ

ログ処理に郵送費用が掛かるということ、請求の相手先になる市区町村の職員はその事務のために負担が増えていることといった問題が出てきており、非効率な仕組みになっているのは否めない。そのため、これを解消してほしいというのが今回の提案である。

一次回答を見ると、現行のやり方に一応の合理性があるとのことだが、提案団体や市民の方から見た際に、法務局の中で右から左に聞けば処理できるものを、わざわざ、市区町村を巻き込んで情報を取っているこのやり方は、対外的には説明がつかないと思う。そのため、やはりこれは解消していくことが必要だと思う。さらに、自治体からは今の仕組みがどれだけ非効率かということの具体的なエビデンスが出ている。郵送費は、全国で1億円を超える費用になっていると考えられ、さらに、個々の職員が公用請求の対応に忙殺されることが問題だと思うのだが、そういう問題が具体的に示されている。御回答に対して、むしろ50局の法務局で引き受けるとした場合に、どれぐらいの時間が必要なのかということを探査いただき、エビデンスに基づき議論することが必要だと思う。また、例えば、職員の併任はできないのか。法務局の中で登記担当でありながら戸籍担当であるような方がいれば、その限りではシステムで閲覧可能ということではなかろうか。こうしたことについて、貴省においてもっと現場に詳しい方はたくさんいらっしゃるため、そこで検討いただきたい。本籍地市区町村に公用請求を行うというやり方を続けるというのは選択肢としてはないと思うため、なるべく、御懸念の負担が少ない形で実現できる形ということで検討いただき、時間が掛かるというのであればスケジュールを示していただきたい。次はヒアリングを9月に予定しているため、それまでに宿題という形でぜひお願いしたい。

(法務省) やはりITの技術によってこれまでできなかったことができるようになる。その利益を皆さんで享受する。これはまさにおっしゃるとおりの流れかと思う。申し上げたように、制度上のいろいろな現行法の隘路みたいなものはあるが、それはそれで検討課題としてはあるというのは置いておいて、まさに御指摘いただいたように、実情、どのように工夫すれば負担を軽減できて、この解消事業自体をうまく進めていけるのか。結局、それは地方自治体等における公共事業の実施として、地元にかえってくる話のため、方法を考えて実施すれば、ともにウィンウィンになれると思う。やはり実情をよく踏まえて考えたいと思っている。

その関係で、9月というスケジュールをいただいているが、できる限り実情を調べ、現場の体力というのも考えて、また、紙での請求という御指摘もまさにいただいているが、公用請求の在り方の見直しということ自体も一般論としてはあるので、こういったことも併せてどんなことができるかということを考えていきたい。(大橋部会長) 令和6年度の戸籍情報連携システムの利用可能対象範囲を都道府県にも拡大するよう求める提案については、令和8年度中に法制上の措置を講ずると提案に関する対応方針に記載されており、今回の提案も同じような問題と言えれば同じような問題であるため、できれば揃えて措置していただきたい。

(法務省) システム開発とか、もちろん費用とか、いろいろな問題があるが、御指摘をいただいたということは受け止めて、一旦持ち帰らせていただく。

(大橋部会長) それでは、ぜひ前向きに御検討をお願いしたい。

#### <通番 10：租税特別措置に関する市町村事務の見直し（国土交通省）>

(大橋部会長) この空き家の問題は非常に重要で、それを進める上での誘導施策として、こういった3,000万円控除というものを設けられたのだと思うが、今回出ている提案の内容は、この3,000万円控除を進める場合の手続の在り方についてということになるかと思う。

まず、提案団体から出ている問題として、市町村に確認をお願いする書面の義務付けが省令によって行われているということが1つ。地方自治法では、第2条で法定受託事務であれば法律又は政令による根拠規定という形での制度化が大原則としてうたわれている。つまり、市町村に対してこういう事務をやるようにと義務付ける場合の根拠規定としては、政令ないしは法律が必要であるのに、省令で行っているというのは、そもそも現行法のルールからしてできるのかという疑義が提出されているので、これについての整理をお願いしたい。

次に、第1次回答を拝見すると、今回、租税特別措置法の執行に当たって市町村にお願いしている事務は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて市町村が行っている調査と遜色ないということが言われている。要するに、新規の負担を求めるといよりは、今までやっている調査と同じようなことをお願いしているにすぎないということだが、中身を比べると、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく市町村の調査、例えば第9条の立入調査を始めとするものは、所有者の把握や現地調査が中心で、必ずしも恒常的に行われているものではない。また、国交省が行っている実態調査も、抽出対象について直接調査するようなものである。つまり、今回この確認事務で言われているような住民票や契約書など、居住がないことを示す書類に基づく事

務手続とは重ならないのではないか、内容が大きく異なるのではないかという点が、具体的な中身の比較として言われている。

そうだとすると、従前から行っている調査と類似のものだからついでにやるように、というほど軽々にはお願いできない内容が含まれており、その観点で言えば、市町村はその事務について知見やノウハウを持っている状況にはないように思われる。

さらに、第1次回答では、外形的な確認だけで真偽の証明までは求めないということが言われていることから、この程度の確認作業だとすれば、必要な提出書類を税務署に提出いただき、そこで審査してもらうことで解消できるのではないかというのが提案団体と当委員会の見解である。そのような形でこの手続を簡素化することをお願いできないか。つまり、現在のルートのまま提出書類の簡素化を図るということではなく、必要な添付書類をまとめて税務署に直接出していただき、そちらで書面審査の上、3,000万円控除が認められるかどうかを御判断いただくという形がとれないか、これが提案の内容だと思うが、いかがか。

(国土交通省) はじめの法律の位置づけについては、租税特別措置法全体の話であり、ほかの類例もあるため、また中で関係機関とも相談したい。

2つ目の空家等対策の推進に関する特別措置法で行っている調査については、御指摘のとおり、特定空家や管理不全空家など、かなり空き家の状態が進んだものがメインのターゲットになっているものと承知しているが、今回の税制特例は、そういったものに至る前の予備軍について、なるべく早く除却や活用を促すことによって、特定空家や管理不全空家になることを未然に防ごうという政策である。そういう意味では、部会長がおっしゃるように、ターゲットは同じものではないと思うが、空き家の発生抑制や、空き家が周辺に危害を与えることを防ぐという意味で、大きな政策の目的は同じであり、市町村に担っていただくことが適切かと思っている。電気やガスの利用状況はあくまで一例であり、必ずしもそういうものが取得できるとは限らず、様々な状況を把握して判断する部分も最終的には残ってくるので、外形的なものだけで判断できるとは限らないと考えている。そういう意味では、空き家状態かどうかを判断するのは非常に難しい部分があると考えているので、税務署と市町村のどちらが担うのがいいのかについては、我々としては、政策の大きな目的に沿っていることに加え、現場の状況を一番よく御存じの基礎自治体である市町村にお願いするというのが、現状の方向性かと考えている。その中でどういったことができるかは、もう一段掘り下げて考えたい。

(高橋構成員) 実際の書面審査以外に何が必要なのかをもう少し具体的に御説明いただきたい。

(国土交通省) 直接の税の関係の確認行為としては、提出書類が必要な要件をきちんと表示しているかどうかを確認するという、形式的な行為であると言えば、確かにそのとおりかと思う。

(大橋部会長) そうだとすると、やはりこれは書面審査なので、税務署のところで形式的に見ていただき、相手もこれが認められなければ3,000万円控除が認められないため、必死になっていろいろな書類を添付してくると思うので、それで適格かどうかを判断してもらえればいい。市町村がやる必要性というか、書面審査プラスアルファの必要性が見えないので、要らないのではないかという印象を持った。

(国土交通省) おっしゃることはある程度事実だと思うが、あとは税務当局と空き家対策部局との関係において、どこまでやれば税務当局として受け取れるかという辺りについても、我々の一存だけでお答えしにくい部分もある。

(大橋部会長) 今日は本当に国交省だけでいいのかというところはあって、税務署の窓口での審査の在り方に関わっている問題なので、そちらをお話いただければと思うが。

(国土交通省) 一応補足すると、先ほどの書面がもし完全に揃っていない場合には、ヒアリング等によって書面が欠落している部分を補う場合もあり得る。

(高橋構成員) 実情を聞くと、市町村でオーケーを出しても税務署ではねられた場合もあるというお話だった。本当に税制特例が認められるかどうかは税務署の最終判断なので、書面審査の中で疑問があるのだったら、最終判断権を持っている税務署ではねていただければ、それでいいのではないかと思う。

これは国同士ではなく、市町村を挟んでいる話なので、税務署が嫌だと言うのだったら、国税庁に出てきてもらって、嫌な理由を我々に説明していただきたい。そこはしっかり国交省からも説得していただき、税務署に出てこいということで、よろしく願います。

(国土交通省) 本来、我々は空き家であることを確認したいが、空き家であることの確認の方法がなかなか難しいので、電気や水道、ガスの使用状況等により代用しているが、なかなかこれだけでは御説明しきれない部分や、うまく入手できないことがあるため、対象の空き家に一番近い市町村でとお願いしているところ。

最終的には空き家を把握したいが、我々もどうやって空き家を把握するのかについては悩んでいる。空家等対策の推進に関する特別措置法における特定空家や管理不全空家等までいけば、誰が見ても空き家なので反対する人はいないが、この3,000万円特別控除になる空き家は相続して3年の間なので、外形的にはなかなか判断が難しく、いろいろな要素、材料を集めてやっているのが現状。どこまでの割り切りが税の世界で許されるのかということかとは思っている。税制であり、そんなことで空き家と認めていいのかという議論も当然あるだろうし、そういったことも含めて中で議論したい。

(大橋部会長) ぜひお願いします。やはり、難しい議論であるのは事実なので、いくつか代表的な指標になるようなものを添付で出してもらって判断するしか方法はないのだと思う。そうだとすると、それで出てきたものを市町村が認めて確認書をつけてやるのか、税務署で認めるのか、これは大してどちらにも優劣はなくて、むしろ税制特例を受けるかどうかの判断のところなので、それであれば税務署で最終的に認められるかどうかを審査してもらうのが一番分かりやすいのではないかと。また、今回、負担の問題がかなりいろいろと言われている。二重審査のように上、その前段階のチェックが必ずしも通用力を持つ形にはなっておらず、後で否認されることもあるような、そんな作業をさせられているということ。前段で申し上げた位置づけの問題もあるので、それを踏まえると、そちらである程度整理いただくほうがシンプルで、執行面ではわかりやすいのではないかと気がする。

(高橋構成員) 繰り返すが、まず地方自治法違反ではないかという大前提がある。今日のお話で租税特別措置法との関係で説明できるかもしれないという回答があったが、租税特別措置法は財務省だと思うので、もしそこについてきちんとした御説明をしたいのであれば、財務省や国税庁の方に来ていただき、法令上の説明をしていただかないと困る。

もう1点は、大橋部会長がおっしゃったように、最終的な判断権者が国税庁、税務署なので、最終判断権者が判断するのが筋なのではないかということ。もしそういうことで国交省と財務省の間でいろいろお話があって、ぜひとも市町村にやってもらいたいというのであれば、これは国税庁か財務省に出てきていただいて、我々にきちんと御説明いただかないと困る。

(大橋部会長) こちらの問題点はすべてお伝えした。これも9月が2次ヒアリングなので、それまでに今日出した課題について、御検討をお願いします。

#### <通番 19: 建替えを伴わない団地集約の場合においても公営住宅の明渡請求を可能とする見直し(国土交通省)>

(大橋部会長) 以前、公営住宅建替事業は現地建替えのみであったものを、非現地建替えも可能としてほしいという提案があり、この委員会で検討した。非常に難しい課題だったが、例えば新たに整備される公営住宅への再入居の保障や、移転料の支払い、また、生活環境が大きく変わらないというような入居者への配慮条項を条件とした上であれば、民事の世界の借地借家法と比べても何も無理をお願いしているようなことにはならないのだからということで法改正に至った。今回の提案についても、近接地建替えを位置付けた前回の改正と同様に、第1次回答のとおり条件は必要であると考えており、近接地建替えと同様の条件を満たした場合でも、建替えを伴わない団地集約における明渡請求が可能かを議論したい。公営住宅は老朽化が進み、入居者数も減少している中、退去いただけない入居者の方がいる場合、建替事業に着手することはできないが、現地建替えや近接地建替えであれば、現行法において入居者に対する明渡請求が可能のため、事業を進めることができる。しかし、現行制度だけでは限界があることから、近接地に整備された公営住宅がある場合、そこへの移転を保障した上で他の公営住宅へ移転いただくという制度は、ある意味で政策課題としては近接地建替えと何も変わらないと考える。しかも、老朽化し、安全面でも新基準となっていないような公営住宅にお住まいいただくというのは、公営住宅法における住居の提供という観点においても問題があるのではないかと。そこには同じような意味での公共性、また、全体として公共的な住宅をどう配置して資源配分するかというマクロの意味での公共性も当然ある話なので、その観点も踏まえたパッケージングをして、この問題も乗り切れないかというのが今回の課題だと考える。このまま何らの条件も付けずに明渡請求を認めるか、認めないかという議論はできないと考えているが、これは市町村だけの問題ではなくて、国交省においても公営住宅の管理上での長年の課題の解消にもつながるところはあるのではないかと。そのように考えていることから、どのような条件を付与すれば前述の公共性を乗り越えられるか、プラスアルファの条件を議論したい。

(国土交通省) 我々の言う公共性というのは、居住の安定の保護という観点で、借地借家法の特例法としてどこまでの公共性が認められるのかということであり、そういった公共性の中ではなかなか難しいのではないかと

考えている。部会長がおっしゃるように、限られた地方公共団体のリソースをどのように使っていくかということが公共性なのだということがどこまで説明できるかということに加えて、公営住宅法だけの世界で収まるのかということも懸念している。この場で今すぐには我々も判断できないことから、持ち帰って検討したいと思う。

(大橋部会長) 今回このような提案が出てきているということは、地方公共団体が地方自治や自治体経営を考えた上で、こういった制度が必要であると提案が出されており、国交省の守備範囲を超えたところから出てきているものであることから、ぜひ追い風として利用いただき、そのようなニーズが省外からもあるのだというような形で、条件を上乘せするような議論ができないかと考えているので、ぜひ御検討いただきたい。

(高橋構成員) 公共性の観点としては、例えば、入居者への良好な住環境の提供もあると考える。例えば、一棟に2〜3軒しか入居者が入居しておらず、掃除も行き届かなくなる等、団地としての機能が果たせなくなり、良好な住環境そのものも提供できない公営住宅を集約するというのは、伝統的な公共性にも該当すると考える。また、手すりが高齢化しているとか、防災面とかでの公共性を考慮することはあり得ないのか、御教示いただきたい。

(国土交通省) 恐らく、手すりがぼろぼろになる状態まで公営住宅を放置した場合、管理者として、地方公共団体は責任を問われるのではないかと。

(高橋構成員) 空き家の公営住宅ではあり得るのではないかと。

(国土交通省) 例えば5階建てで3階から上は誰も住んでいないというところはあるが、5階建てで5階には入居者がおり、1階から4階が空き家の場合でも、1階から4階の手すりは使用するため、そこは恐らく管理している。このような意味においては、恐らく、入居者が少なくなったから明渡請求が可能になるという公共性を、借地借家法の特例として位置づけることができるかが論点になるかと思う。借地借家法でも正当事由があれば更新拒絶はできることから、それを特例として法律に特別定めるだけの公共性があるかという部分がやはり一つの論点になるかと思う。

補足だが、建替事業の場合、既存の公営住宅を建替えるので、住んでいる土地を使って建替事業を行わなくてはならないという公共性というのがある程度あると思うが、集約事業の場合、跡地をどのように使用するかという具体的な計画等がない中で、退去させる理由にどれだけの公共性があるかということが論点と考えており、そこに直ちに建替事業と同様だと言えるまでの根拠がないのではと我々は考えている。

(高橋構成員) 近隣建替の場合は、跡地利用は考えないのではないかと。

(国土交通省) 今の建替事業は、単に住宅を建替えるだけではなく、福祉施設を導入するなど、様々な使い方をしている。

(高橋構成員) それは団地集約の際も、同様に要求すればいいのではないかと。跡地部分について福祉施設などに活用するという条件を付加すれば、建替事業と同様に考えられないかと。

(国土交通省) 地方公共団体に出向していた経験なども含めて考えると、集約したいような場所は、跡地を積極的に使う理由というのがあまり出てくるような場所ではないことが多いと思う。もちろん集約事業が非常に政策的に重要だというのは重々承知しているし、進めていかなくてはならないとは思っているが、法定事業として実施するだけの根拠とニーズがあるかという点は疑問である。実際に公営住宅の建替事業は全国で進めているが、任意建替事業で実施しているのが全体の約6分の5、法定建替事業として明渡請求を伴い実施しているものは全体の約6分の1であり、大部分は任意の建替えという形で居住者の方を説得し事業を実施していることから、その辺りの状況も鑑み、実情と併せて考えていかなくてはならないと思っている。

(勢一部会長代理) もちろん任意で移転いただき、建替えができれば、それはいいと思う。それが約6分の5ということで、残り約6分の1は何らかの形で対応しなければ建替えができないという状況だとお伺いしたが、今回の提案は追加共同提案団体も数が多く、支障事例を見ると、住宅の安全な環境が担保されているのかという問題意識を新たに持った。高齢化が進んでいて耐用年数を迎えているけれども建替えができない、といった公営住宅は入居者が任意で退去に応じていただければ、住み続けたいという方がいらっしゃる以上、法的に対応せざるを得ないところが残っているのだと思う。そういった公営住宅に対応する選択肢を何らかの形で用意するというのも制度所管官庁の役目ではないかと思っている。地域コミュニティーの在り方も非常に大事であるが、団地としてのコミュニティーも大切であり、居住者が減ってしまうと防災の観点でも避難が難しくなることや、古い建物だとバリアフリーにはなっていないため、高齢者が居住するには非常に厳しいところもあると思う。人口減少が進んでいくと、当然、住宅がある地域ではストックが過剰になっていくことから、自

治体としても上手く集約のステップを踏むことを検討せざるを得ないと思う。跡地利用をどうするかということも含めて、自治体で担保してもらって集約を進めていく方策を条件面で御検討いただけないか。

(国土交通省) 借地借家法の特例としての公共性を特別にここで書きにいけるかどうか、恐らくそこに尽きるのだと思う。公営住宅法に書いていないから明渡請求ができないわけではなく、借地借家法に基づく更新拒絶というのは、当然建物の老朽化と適切な補償と跡地利用の合理性みたいなものがあれば可能であるため、そこをどこまで借地借家法の特例として特別に公営住宅法に書きにいけるかどうか、公営住宅法に収まる議論なのかという懸念もある。このような意味においては、単なる事務の簡素化だけではなくて、居住の安定をどこまで図るのかということにも関わってくるので、省内でもう一度議論したいと思う。この場において、簡単にできずと申し上げるのは難しい。

(大橋部会長) これは事務の簡素化ではなく、なかなか手をつけられないような公営住宅が残っていることについて、多くの提案団体が支障を示しているものである。先ほどおっしゃったような事例もあるのかもしれないが、提案団体等に聞いていただき、支障事例でこれはというようなものがあれば、それを表に出していただければと思う。例えば、土砂災害警戒区域内に公営住宅が建っているような場合、国交省では現在はそういうところに誘導や居住させることをしないという施策を講じているので、その場合には明渡請求を可能とする等の御旗が立つのではないかと。また、住宅自体が老朽化しているというような問題等をいくつか拾っていただき、説明がつくようなものを検討いただきたい。法定建替えとして定義されると、使わない場合でも、法定建替を後ろ盾にして実施する任意建替えはさらに実施しやすくなり、現場にもメリットになるのではと考えることから、事務局を通じて支障の中身を聞いていただき、現在の公営住宅の状況に即した公共性を抽出するようなヒントが何かないか、一歩進めるとかということではできないか、ぜひ9月までに検討いただきたい。

(国土交通省) 具体的な状況を再度よく聞いてみて、どういう整理ができるか検討させていただきたいと思う。

(稲原室長) 建替事業なしに明渡請求ができるかどうかという論点であるが、先ほどの御説明では、既存の公営住宅の除却というものが公共性の担保の一要因になっているということのように認識したが、それは明渡請求を行うこととの関係でどういう意味合いがあるのか。実際に建替事業を実施しなかった場合も、自治体において再入居の居住権の保障や、生活環境への配慮は当然されると思う。それに加えて既存公営住宅の除却というものが条件として加味されていることから、公営住宅建替事業は明渡請求が可能となっているというような趣旨で御説明があったと思うが、なぜ現有地の公営住宅が除却されることが明渡請求につながっていくのか。

(国土交通省) 建替事業は基本的には除却し建替えるというような趣旨なので、明渡しをしないと、そこを除却して建替えられない。建替えのための除却という趣旨。現行法では非現地建替えも対象になったので、除却しなくても建替えられるではないかというような議論もあるかもしれないが、基本的には現地建替えのため、そこを除却して建替えるということで、除却が一要因となっている。

(稲原室長) 確かに予算的に言えば条件になると思うが、明渡請求をされる方にとってみれば、現地がどうなるかはあまり関心事項ではないではない。そのため、除却が一つの条件になっているというのがなぜか。

(大橋部会長) その条件があれば入居者の理解を得やすいということだと思うが、現行法では非現地建替えも可能であるため、除却はマストな条件ではないのではないかと。

(国土交通省) 建替事業の場合は計画を作成し、大臣にその中の一部を承認してもらおうという担保があった上で明渡請求を認めているという形になっており、集約事業も単に集約という任意の行為が別にあり、明渡請求だけを認めてほしいということは難しいと思うので、その担保する計画が仮にできるとして、それが本当に建替事業と同様の公共性を保ち得る事業なのかどうかということが論点であると思う。

(大橋部会長) いくつか公共性を確立する条件を検討していただきたい。以前であれば、絶対に計画を作れと言っていたが、この委員会は計画作成を減らすということも実施していることから、それをお勧めできないところが非常にづらいところではあるが、段階を踏んで御検討をお願いしたい。

では、9月までに条件面をつけるということで、前に進むための条件とはどのようなものがあるのだろうかというようなことを検討いただきたい。

(国土交通省) 検討する。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)